

## 特定原産地証明書発給手数料の後日振込払い申し込み要件 の変更について

平成 21 年 10 月 5 日  
日本商工会議所

平成 20 年 4 月より、大口申請者（企業）を対象に、「発給手数料の後日振込払い」を導入しておりますが、平成 21 年 10 月 5 日より以下のとおり申し込み要件を変更いたしますので、お知らせいたします。

つきましては、別掲の要件に該当する申請者（企業）で、後日振込払いを希望される向きにおかれましては、別添の「特定原産地証明書発給手数料『後日振込払い』の経理事務処理の流れ」をご参照のうえ、当所宛お申し越しくさいますようご案内申しあげます。

### 【別掲：後日振込払い申し込みの要件】

直近 2 ヶ月のいずれの月においても

1. 1 ヶ月あたりの証明書受給件数が 20 件以上  
または
2. 1 ヶ月あたりの手数料支払額の合計が 5 万円以上

【本件問合せ先】日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当  
電話 03-3283-7850

## 【変更前】

### 特定原産地証明書発給手数料の後日振込払いの実施について

平成 20 年 3 月 11 日  
日本商工会議所

特定原産地証明書の手数料の支払い方法は、現在、（１）窓口での現金払い、または（２）事前の銀行振込にてお願いしておりますが、本年 4 月より、大口の申請者（企業）を対象に、「発給手数料の後日振込払い」を導入することといたしました。

つきましては、別掲の要件に該当する申請者（企業）で、後日振込払いを希望される向きにおかれましては、別添の「特定原産地証明書発給手数料『後日振込払い』の経理事務処理の流れ」をご参照のうえ、当所宛お申し越しくいただきますようご案内申し上げます。

#### 【別掲：後日振込払い申し込みの要件】

直近 3 ヶ月のいずれの月においても

1. 1 ヶ月あたりの証明書受給件数が 30 件以上  
または
2. 1 ヶ月あたりの手数料支払額の合計が 7 万 5 千円以上

【本件問合せ先】日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当  
電話 03-3283-7850